

# 令和8年度 さぬき市男女共同参画推進活動事業 募集要項

## 1 事業内容

あなたは、無意識のうちに性別や年齢、国籍、障害の有無などで何かをあきらめたり、我慢したりしていませんか。もし性別等を理由に自分らしい生き方を選ぶことができなかつたとしたら、それは、あなたの個性や能力を発揮できる機会が失われるだけでなく、社会にとって損失になっているかもしれません。

さぬき市では、家庭や地域、働く場での男女共同参画意識の変化につながる活動に助成金を交付することで、生活の充実をめざして課題解決に取り組む市民の第一歩を応援します。

## 2 応募資格

応募できるのは、次のいずれかの要件を満たす方です。

① 個人	・さぬき市に住民登録している市民
② 団体	・活動の拠点がさぬき市にあり、3人以上の構成員があるグループ (構成員の半数以上がさぬき市に在住、在勤、在学していること)
③ 事業所	・さぬき市に事業所があつて法人市民税が課されている法人 ・さぬき市に事業所があつて住民登録している個人事業主

## 3 対象となる事業

市民の男女共同参画意識の変化につながる事業とします。

### 《取組例》

- ・性別や年齢、国籍、障害の有無などに関係なく地域で共に暮らす社会の実現に向けた市民の意識啓発を促す事業
- ・従業員の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への理解を促す事業
- ・市民一人ひとりの自己管理による健康意識向上を促す事業
- ・子育て世代が地域で安心して子育てできる社会づくりをめざす事業

◇次に該当する事業は対象外です。

- ① 営利や売名を目的とした事業
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③ 単なる情報交換や親睦を深めることのみを目的とする事業
- ④ 宗教・政治・選挙活動
- ⑤ 公序良俗に反する事業
- ⑥ さぬき市や他団体等から助成を受けている（受ける見込みを含む）事業

4 助成金額 15万円（上限額）

5 募集事業数 2事業

## 6 補助対象経費

助成金の対象となる経費は、次のとおりです。

報償費	講師謝礼、手話通訳・託児等謝礼 など
旅費	講師等に支払う交通費 など
需用費	消耗品代、印刷製本費 など
役務費	郵送料、傷害保険料 など
使用料及び賃借料	会場使用料、機材レンタル料 など

※ 食糧費（会議、講演会、研修会等に係る飲物代及び調理実習等に係る材料費を除く。）、事業目的達成に直接関係しない経費は含まれません。

## 7 事業実施期間

令和8年7月1日（水）から 令和9年1月31日（日）まで

## 8 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業予定表（別紙2）
- ④ 収支予算書（別紙）

◇申請者が団体または事業者の場合は、以下の書類を提出してください

- ⑤ 定款、規約、会則その他これらに類する書類の写し
- ⑥ 役員名簿（役員を置かない場合は、構成員名簿）
- ⑦ 直近の事業報告書及び収支決算書又はこれらに代わる書類

### (2) 提出方法

上記の提出書類を人権推進課に持参してください。提出書類の様式は、さぬき市ホームページからダウンロードできます。

## 9 応募締切 6月1日（月）【必着】

### 《注意》

- ・ 応募は、1申請者1事業に限ります。
- ・ 令和7年度に助成を受けた方は、令和8年度に応募できません。

## 10 選考方法

提出書類に基づく面接審査（6月9日（火）頃 実施）により選考します。

※合計得点率50%以上のものの中から採択

### 《主な審査項目》

- ① 男女共同参画社会を実現するために効果的な事業であるか。
- ② 事業内容に先駆性、独創性、普遍性などの特色や工夫があるか。
- ③ 市民どうしの連携や協働を意識した事業であるか。
- ④ 費用対効果の高い事業であるか。
- ⑤ 具体的で実施の確実性の高い事業であるか。

## 1 1 結果通知

選考結果は、6月17日（水）頃に通知します。

## 1 2 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、市担当が打合せを行い、より実現性の高い内容に事業修正を依頼する場合があります。
- (2) 事業が採択された場合は、香川県内で開催される男女共同参画の取組に積極的に参加してください。
- (3) 事業に関する企画や広報、イベント運営などの一切は、申請者による自主運営とします。ただし、次に例示する支援を希望する場合には、実施2か月前までに事務局へお問い合わせください。

### 《支援の例》

- ・ 公共施設でのチラシ配布やポスター掲示
  - ・ 市ホームページや広報紙を活用した広報活動の支援
  - ・ 協議場所（男女共同参画推進情報スペース）の提供
- (4) 事業終了後、1か月以内に実績報告書を人権推進課まで提出してください。提出いただいた実績報告は、次年度（令和9年度）にさぬき市が開催する男女共同参画推進事業等で報告発表をお願いする場合があります。

## 1 3 問い合わせ先

担当 さぬき市 市民部 人権推進課

電話 087-894-9088

電子メールアドレス jinkensuishin@city.sanuki.lg.jp

### 【参考】事業スケジュール

応募締切	令和8年6月1日（月）【必着】
面接審査	令和8年6月9日（火）頃
選考結果通知	令和8年6月17日（水）頃
事業実施	令和8年7月1日（水）～令和9年1月31日（日）
実績報告	事業終了後、1か月以内

## 〈よくあるご質問〉

Q1. **3 対象となる事業**は「市民の男女共同参画意識の変化につながる事業」となっていますが、この助成金のねらいは何ですか？

A. この事業の目的は「新たな挑戦に踏み出そうとする市民の後押し」です。市民が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭や地域、働く場において「一人ひとりが意識を変える」ことが欠かせませんが、ほとんどの方は何から始めればよいか分からないのが本音だと思います。

この事業では、事業計画の立て方から提出書類の書き方までアドバイスしますので、この募集要項を読んで、何か一つでも「実現したいこと」が思い浮かんだ方は、ぜひ事務局までご相談ください。

Q2. **3 対象となる事業**の中で「さぬき市や他団体等から助成を受けている（受ける見込みを含む）事業」が対象外となるのは、なぜですか？

A. この事業は「新たな挑戦に踏み出す市民を応援すること」を目的としています。他の助成金制度などを活用されている方は、すでに二歩三歩と活動の歩みを進められていると考えられますので、ぜひ新たな挑戦に臨む市民のサポーター・先輩役として温かい応援をお願いします。

Q3-1. **8 応募方法**の中で《事業予定表(別紙2)》を記入するのは、なぜですか？

A. 新たな挑戦に踏み出す多くの方が感じる不安「何から始めたらよいか分からない」などの原因は、「明確な活動目的が見えていない」ことから生じている場合がほとんどです。

そこで、この事業では、明確な活動目的や計画性を持った自主的・自律的な事業運営に欠かせない「事業予定表の作成」をお願いしています。事業予定表の作成でお悩みの場合には書き方をアドバイスしますので、ぜひ事務局までご相談ください。

Q3-2. 《事業予定表(別紙2)》に「令和9年度以降の事業予定」を記入するのは、どうしてですか？

A. この事業の最終目標は、助成金を活用して得た経験・ノウハウをもとに自らの足で二歩三歩と歩みを進めてもらうこと（自立した活動の実践）です。「自己実現」するためには、将来像を描くことが欠かせません。これらの提出書類を作成する際に、ぜひ2年後、3年後に活動を続ける自分の姿を思い描いてみてください。

Q 4. **9 応募締切**の中で「令和7年度に助成を受けた方は、令和8年度に応募できません」とあるのは、なぜですか？

A. 《事業予定表(別紙2)》に記入いただいた内容を実践していただく時間を設けるためです。

なお、男女共同参画意識の変化を促すだけに止まらず、市民と行政との協働の実現につながるような優れた取組の場合には、本市との共同事業に発展する可能性もあります。助成金を活用して得られた経験・ノウハウをもとに計画性のある事業運営を実践いただき、ぜひ今後の活動に向け自信を深めてください。

Q 5. 事業採択後、助成金はいつ入金されますか？

A. 助成金の交付(支払)は、事業完了後に提出される実績報告書の審査・助成金の額の確定後となります【精算払】。

事業終了後、1か月以内に実績報告書を提出してください。

その他、応募にあたってお困りごとがありましたら、**13 問い合わせ先**までお願いします。